

議案第162号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万6,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区</p> | <p>(住居手当)</p> <p>第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）</p> <p>(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額<u>1万2,000円</u>を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区</p> |

分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

イ 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

(2) [略]

3 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) [略]

3～5 [略]

別表第2アの表を次のように改める。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

| 職員の 区分 | 職務の 級 号給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 |
|------------------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用 職員以 外の職 員 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 249,800 | 335,000 | 399,000 | 471,700 | 566,500 |
| | 2 | 252,300 | 338,000 | 401,900 | 474,000 | 569,600 |
| | 3 | 254,800 | 340,900 | 404,500 | 476,200 | 572,700 |
| | 4 | 257,300 | 343,800 | 407,200 | 478,500 | 575,800 |
| | 5 | 259,500 | 346,500 | 409,800 | 480,700 | 578,700 |
| | 6 | 263,300 | 349,700 | 412,200 | 482,900 | 581,100 |
| | 7 | 267,100 | 352,800 | 414,900 | 485,100 | 583,500 |
| | 8 | 270,900 | 355,900 | 417,300 | 487,300 | 585,900 |
| | 9 | 274,500 | 358,700 | 419,500 | 489,300 | 588,100 |
| | 10 | 278,500 | 361,400 | 422,200 | 491,400 | 589,600 |
| | 11 | 282,500 | 364,500 | 424,800 | 493,500 | 591,100 |
| | 12 | 286,500 | 367,700 | 427,500 | 495,600 | 592,600 |
| | 13 | 290,300 | 370,600 | 429,900 | 497,700 | 594,100 |
| | 14 | 294,300 | 374,100 | 432,400 | 499,800 | 595,200 |
| | 15 | 298,200 | 377,100 | 434,800 | 501,900 | 596,300 |
| | 16 | 302,100 | 380,700 | 437,300 | 504,000 | 597,200 |
| | 17 | 305,800 | 384,300 | 439,300 | 506,100 | 598,400 |
| | 18 | 309,400 | 387,000 | 441,700 | 508,100 | 599,400 |
| | 19 | 312,900 | 389,500 | 444,000 | 510,100 | 600,400 |
| | 20 | 316,500 | 392,100 | 446,400 | 512,100 | 601,400 |
| | 21 | 320,100 | 394,900 | 447,900 | 513,900 | 602,400 |
| | 22 | 323,800 | 397,200 | 450,300 | 515,700 | 603,400 |
| | 23 | 327,300 | 399,700 | 452,600 | 517,600 | 604,400 |
| | 24 | 330,600 | 401,800 | 454,900 | 519,500 | 605,400 |
| | 25 | 334,100 | 403,800 | 456,900 | 521,200 | 606,400 |
| | 26 | 336,800 | 406,100 | 459,200 | 523,000 | 607,400 |
| | 27 | 339,400 | 408,300 | 461,400 | 524,800 | 608,400 |
| | 28 | 342,000 | 410,600 | 463,700 | 526,600 | 609,400 |
| | 29 | 344,800 | 412,900 | 465,800 | 528,200 | 610,400 |
| | 30 | 346,700 | 415,000 | 468,100 | 530,000 | 611,400 |
| | 31 | 348,900 | 417,000 | 470,400 | 531,800 | 612,400 |
| | 32 | 351,300 | 419,100 | 472,600 | 533,600 | 613,400 |
| | 33 | 353,500 | 421,000 | 474,600 | 535,200 | 614,400 |
| | 34 | 355,800 | 422,800 | 476,700 | 537,000 | 615,400 |
| | 35 | 357,900 | 424,600 | 478,800 | 538,700 | 616,400 |
| | 36 | 360,200 | 426,600 | 480,900 | 540,500 | 617,400 |
| | 37 | 362,400 | 428,500 | 483,000 | 542,100 | 618,400 |
| | 38 | 364,800 | 430,500 | 484,800 | 543,700 | 619,400 |
| | 39 | 367,000 | 432,400 | 486,600 | 545,100 | 620,400 |
| | 40 | 369,000 | 434,400 | 488,400 | 546,700 | 621,400 |
| | 41 | 371,300 | 436,200 | 490,100 | 548,200 | 622,400 |
| | 42 | 372,500 | 438,000 | 491,900 | 549,600 | 623,400 |
| | 43 | 373,900 | 439,700 | 493,700 | 551,000 | 624,400 |
| 44 | 375,000 | 441,500 | 495,500 | 552,300 | 625,400 | |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 45 | 376,200 | 443,300 | 497,100 | 553,500 | 626,400 |
| 46 | 377,600 | 445,100 | 498,800 | 554,500 | 627,400 |
| 47 | 379,100 | 446,900 | 500,600 | 555,500 | 628,400 |
| 48 | 380,600 | 448,600 | 502,400 | 556,500 | 629,400 |
| 49 | 381,700 | 450,400 | 504,000 | 557,500 | 630,400 |
| 50 | 382,700 | 452,100 | 505,300 | 558,400 | 631,400 |
| 51 | 383,700 | 453,900 | 506,600 | 559,300 | 632,400 |
| 52 | 384,500 | 455,700 | 507,900 | 560,200 | 633,400 |
| 53 | 385,400 | 457,600 | 508,900 | 561,000 | 634,400 |
| 54 | 386,300 | 458,800 | 510,200 | 561,900 | 635,400 |
| 55 | 387,000 | 460,000 | 511,500 | 562,800 | 636,400 |
| 56 | 387,900 | 461,200 | 512,800 | 563,700 | 637,400 |
| 57 | 388,600 | 462,400 | 513,800 | 564,600 | 638,400 |
| 58 | 389,500 | 463,400 | 514,600 | 565,500 | |
| 59 | 390,300 | 464,400 | 515,400 | 566,400 | |
| 60 | 391,100 | 465,400 | 516,200 | 567,100 | |
| 61 | 391,600 | 466,200 | 517,100 | 568,000 | |
| 62 | 392,100 | 466,900 | 517,900 | 568,900 | |
| 63 | 392,500 | 467,600 | 518,800 | 569,800 | |
| 64 | 393,000 | 468,300 | 519,600 | 570,700 | |
| 65 | 393,300 | 469,000 | 520,500 | 571,600 | |
| 66 | | 469,700 | 521,400 | 572,500 | |
| 67 | | 470,400 | 522,100 | 573,400 | |
| 68 | | 471,000 | 523,000 | 574,300 | |
| 69 | | 471,300 | 523,900 | 575,200 | |
| 70 | | 472,000 | 524,700 | 576,100 | |
| 71 | | 472,700 | 525,600 | 577,000 | |
| 72 | | 473,400 | 526,500 | 577,900 | |
| 73 | | 473,800 | 527,300 | 578,800 | |
| 74 | | 474,400 | 528,200 | 579,700 | |
| 75 | | 475,100 | 529,100 | 580,600 | |
| 76 | | 475,800 | 529,800 | 581,500 | |
| 77 | | 476,200 | 530,600 | 582,400 | |
| 78 | | 476,800 | 531,500 | 583,300 | |
| 79 | | 477,400 | 532,400 | 584,200 | |
| 80 | | 477,900 | 533,300 | 585,100 | |
| 81 | | 478,500 | 534,100 | 586,000 | |
| 82 | | 479,000 | 535,000 | 586,900 | |
| 83 | | 479,500 | 535,900 | 587,800 | |
| 84 | | 480,000 | 536,800 | 588,700 | |
| 85 | | 480,400 | 537,600 | 589,600 | |
| 86 | | 481,000 | 538,500 | | |
| 87 | | 481,400 | 539,400 | | |
| 88 | | 481,900 | 540,300 | | |
| 89 | | 482,400 | 541,100 | | |
| 90 | | 483,000 | 542,000 | | |
| 91 | | 483,600 | 542,900 | | |
| 92 | | 484,000 | 543,800 | | |

| | | | | | | |
|-----------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 93 | | 484,500 | 544,600 | | |
| | 94 | | 485,100 | 545,500 | | |
| | 95 | | 485,700 | 546,400 | | |
| | 96 | | 486,300 | 547,300 | | |
| | 97 | | 486,800 | 548,100 | | |
| | 98 | | | 549,000 | | |
| | 99 | | | 549,900 | | |
| | 100 | | | 550,800 | | |
| | 101 | | | 551,600 | | |
| | 102 | | | 552,500 | | |
| | 103 | | | 553,400 | | |
| | 104 | | | 554,300 | | |
| | 105 | | | 555,100 | | |
| | 106 | | | 556,000 | | |
| | 107 | | | 556,900 | | |
| | 108 | | | 557,800 | | |
| | 109 | | | 558,600 | | |
| | 110 | | | 559,500 | | |
| | 111 | | | 560,400 | | |
| | 112 | | | 561,300 | | |
| | 113 | | | 562,100 | | |
| | 114 | | | 563,000 | | |
| | 115 | | | 563,900 | | |
| | 116 | | | 564,800 | | |
| | 117 | | | 565,600 | | |
| 再任用 職員 | | 295,700 | 338,500 | 393,000 | 465,400 | 565,900 |

備考 この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> | <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～5 [略]</p> |

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 | | | | |
|--|------|------|--|----|------|
| <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table> | 号給 | 給料月額 | <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">号給</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table> | 号給 | 給料月額 |
| 号給 | 給料月額 | | | | |
| 号給 | 給料月額 | | | | |

| | |
|---|---------|
| | 円 |
| 1 | 375,000 |
| 2 | 422,000 |
| 3 | 472,000 |
| 4 | 533,000 |
| 5 | 608,000 |
| 6 | 710,000 |
| 7 | 830,000 |

2～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

| | |
|---|---------|
| | 円 |
| 1 | 374,000 |
| 2 | 422,000 |
| 3 | 472,000 |
| 4 | 533,000 |
| 5 | 608,000 |
| 6 | 710,000 |
| 7 | 830,000 |

2～6 [略]

(給与条例の適用除外等)

第9条 [略]

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

第4条 さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (給与条例の適用除外等) | (給与条例の適用除外等) |
| 第9条 [略] | 第9条 [略] |
| 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規 | 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規 |

定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」とあるのは、「寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第25条第1項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第25条第2項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第27条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第14条の改正並びに第2条及び第4条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（適用）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第2の規定及び第3条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第7条第1項の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第30条第2項の規定及び改正後の任期付職員給与条例第9条第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第3条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 4 令和2年3月31日において第1条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例第14条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、令和2年4月1日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、同日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与条例第14条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 改正後の給与条例第14条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
 - (2) 旧手当額から改正後の給与条例第14条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員
- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。
- (委任)
- 6 附則第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。